政　令

中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百二十三号

中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号及び第二項第七号を削る。

第十二条第一項第六号及び第二項第七号を削る。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○農林水産省経済産業省令第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二東京穀物商品取引所の項を次のように改める。

株式会社東京穀物商品取引所	農産物市場	千八百枚	二十枚
			五十枚
			五十枚
			二十枚
			五十枚
			五十枚
			五十枚
	砂糖市場	五千枚	二十枚
			五十枚

		米穀	二十枚
		大豆（一般大豆）	五十枚
		大豆（Ｎｏｎ－ＧＭＯ大豆）	五十枚
		小豆	二十枚
		とうもろこし	五十枚
		アラビカコーヒー生豆	五十枚
		ロブスタコーヒー生豆	五十枚
		精糖	二十枚
		粗糖	五十枚

別表第二東京工業品取引所の項中「東京工業品取引所」を「株式会社東京工業品取引所」に改め、関西商品取引所の項を次のように改める。

関西商品取引所	農産物市場	千二百枚	二十枚
			五十枚
			二十枚
			二十枚
			五十枚
	水産物市場	二千七百枚	二十枚
	砂糖市場	三千枚	二十枚
			二十枚
	農産物・飼料指数市場	八百枚	五十枚
			五十枚

		米穀	二十枚
		大豆（米国産大豆）	二十枚
		小豆	二十枚
		とうもろこし	五十枚
		冷凍えび	二十枚
		精糖	二十枚
		粗糖	二十枚
		国際穀物等指数	五十枚
		コーヒー指数	五十枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。